

筑西広域市町村圏事務組合職員服務規程

昭和 56 年 9 月 3 日訓令第 7 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日訓令第 4 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、筑西広域市町村圏事務組合における一般職の職員の服務について必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務)

**第 2 条** 一般職の職員の服務に関しては、筑西市職員の服務に関する規程（平成 17 年筑西市訓令第 5 号）の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。